

長野労働局発表  
(7-77)  
令和8年3月10日

担 当	職業安定部職業安定課
	課長 井原勝宏
	課長補佐 小林宏安
	職業紹介係 唐澤由貴 電話 026-226-0865

## 長野県高校就職問題検討会議は「令和9年3月高等学校卒業予定者の就職に関する応募・推薦のあり方についての申合せ」を取りまとめました

長野労働局及び長野県教育委員会事務局は、令和8年2月19日（木）に長野県高等学校就職問題検討会議を開催し、長野県内主要経済団体、教育関係機関、長野県及び長野労働局との協議の上、「令和9年3月高等学校卒業予定者の就職に関する応募・推薦のあり方についての申合せ」を取りまとめました。

### 1. 概要

令和9年3月高等学校卒業予定者の就職に関する応募・推薦のあり方について

- (1) 令和8年10月15日までは1人1社の応募・推薦とし、10月16日からは1人2社までの複数応募・推薦を認めることとする。
- (2) 「指定校制」については、特定の技能を必要とする場合を除いて原則廃止することとし、応募・推薦を希望する生徒に広く門戸を開くこととする。
- (3) 「校内選考」については、生徒の志望を尊重することを基本とし、特定企業への応募の集中を防ぐ、生徒の適性を見極める等、適切に対応することとする。

### 2. 申合せについて

別添のとおり。

### (参考)

全国高等学校長協会、主要経済団体、文部科学省及び厚生労働省は、令和8年2月16日（月）に開催した高等学校就職問題検討会議において、令和9年3月に高等学校等を卒業する生徒の採用選考期日等について、以下のとおり取りまとめています。

### 令和9年3月新規高等学校卒業者の採用選考期日等

ハローワークによる求人申込書の受付開始・・・・・・・・・・6月1日

※高校生を対象とした求人については、ハローワークにおいて求人の内容を確認したのち、学校に求人が提出されることとなります。

企業による学校への求人申込及び学校訪問開始・・・・・・・・7月1日

学校から企業への生徒の応募書類提出開始・・・・・・・・9月5日

(沖縄県は8月30日)

企業による選考開始及び採用内定開始・・・・・・・・9月16日

令和9年3月高等学校卒業予定者の就職に関する  
応募・推薦のあり方についての申合せについて

令和8年2月19日  
長野県高校就職問題検討会議

令和9年3月高等学校卒業予定者の就職に関する応募・推薦のあり方等について、就職活動の秩序を維持し、生徒の就職指導が一層円滑に行われるよう、下記のとおり申し合わせる。

記

- 1 令和9年3月高等学校卒業予定者の就職に関する応募・推薦のあり方について
  - (1) 令和8年10月15日までは1人1社の応募・推薦とし、10月16日からは1人2社までの複数応募・推薦を認めることとする。
  - (2) 「指定校制」については、特定の技能を必要とする場合を除いて原則廃止することとし、応募・推薦を希望する生徒に広く門戸を開くこととする。
  - (3) 「校内選考」については、生徒の志望を尊重することを基本とし、特定企業への応募の集中を防ぐ、生徒の適性を見極める等、適切に対応することとする。
- 2 令和8年度における取扱いについて
  - (1) 令和8年10月15日までは、高等学校における生徒の応募・推薦については、1人1社とする。

なお、応募を1社に絞り込む過程において、「応募前職場見学」を積極的に活用することとする。また、職場見学が事実上の選考の場とならないよう留意することとする。

(2) 令和8年10月16日以降については、高等学校における生徒の応募・推薦は1人2社まで認めることとし、運用に当たっては次の事項に留意する。

- ① 単願者のみの応募を受け付ける企業もあると思われるため、併願を希望する場合は、求人票等によりその求人者の意向を充分確認すること。

なお、長野県内の企業の高卒求人については公共職業安定所において、求人受理時等に10月16日以降「複数応募の可否」について記入の徹底指導と確認を行うこととする。

- ② 併願者であることについては、企業に対して選考時に伝えることを原則とし、応募の段階では伝える必要はないこととする。

なお、応募に際して企業から照会された場合は、求めに応じることとする。

- ③ 令和8年10月15日以前に内定を受けた場合は、それ以降の応募・推薦は不可とする。

- ④ 令和8年10月15日以前に選考結果が「否」となっている場合、又は10月15日以前には応募していない場合に限り、10月16日以降複数応募・推薦を可能とする。

また、10月15日以前の応募に対して10月16日以降にその選考結果が「否」となった場合は、その結果が判明した日付をもって複数応募・推薦を可能とする。

- ⑤ 公務員と民間企業の併願については、④と同じ扱いとする。

- ⑥ 企業は選考後速やかに採否結果を応募者に通知することとし、応募者は内定を受けた場合、できるだけ速やかに「内定受諾書」を提出することとする。

また、複数応募をしている場合は、第一希望である企業に対して「内定受諾書」を提出するとともに、他の応募企業に対し「辞退書」を提出することとする。

なお、「内定受諾書」を提出した場合は、特別な事情が生じた場合を除き、内定を辞退できないこととする。